

志布志事件判例評釈

「公選法違反（投票買収）事件につき、アリバイ成立が認められると共に自白の信用性が否定され、12名の被告人全員に無罪が言い渡された事案（確定）」

【文献種別】 判決／鹿児島地方裁判所

【判決年月日】 平成19年2月23日

【事件番号】 平成15年（わ）第271、266、269、292、293、294、295、320、321、394、395、396号

【事件名】 公職選挙法違反被告事件

【裁判結果】 無罪（確定）

【参照法令】 336条

【文献番号】 28135108

《事実の概要》

公訴事実は次のとおりであった。平成15年4月13日施行の鹿児島県議会議員選挙に際し、鹿児島県曾於郡区から立候補しようとしていたN1とその妻N2ならびに、その支持者で選挙運動をしていたFと死亡した元被告人Yは、N1を当選させる目的で、共謀の上、第一に、同年2月上旬頃、F2他5名に対して、N1への投票及び投票とりまとめを依頼しその報酬として現金6万円ずつを供与し、F2ら5名はその供与を受け（①事実）、第二に、同年2月下旬頃、F2他5名に対して、N1への投票及び投票とりまとめを依頼しその報酬として現金5万円を供与し、F2らはその供与を受け（②事実）、第三に、同年3月中旬頃、F2他4名に対して、N1への投票及び投票とりまとめを依頼しその報酬として現金5万円ずつを供与し、F2らはその供与を受け（③事実）、第四に、同年3月下旬頃、F1ら9人に対して、N1への投票及び投票とりまとめを依頼しその報酬として現金10万円ずつを供与し、F1ら9名はその供与を受けた（④事実）、というものである。

合計12名の被告人の弁護人らは、上記4件の事実につき、いずれも会合そのものが開かれておらず、受供与の事実も存在せず、F1ほか5名の自白を内容とする調書に信用性はなく、無罪であると主張した。

本事件については、不起訴となった被疑者を含めて取調べが過酷であり、自殺未遂者まで出たことや、当初の国選弁護人が接見交通を通じて不当な弁護活動をしたとの検察官の請求を受けた裁判所が解任をするなど、捜査段階から耳目を集める事態となっていた（通称「志布志事件」）。なお、不起訴処分となった被疑者のひとりであるKは、取り調べの不当性を訴え賠償請求訴訟を提起し、本判決に先立って、平成19年1月19日に鹿児島地裁から賠償金60万円の勝訴判決を得ており、県側の控訴はなく確定している（いわゆる「踏み字事件」）。

《判決の要旨》

まず、裁判所は弁護側から申し立てられた F1 ほか5名の自白につき任意性がなく証拠とすることができないとの主張について、昨年7月27日、決定により証拠採用するとの態度を示していた。そこで、裁判所は自白の証拠能力判断には触れることなく、次のような観点からその信用性の検討をおこなった。

第一に、当初訴因では会合の日時特定がおこなわれていなかったが、4回の買収会合のうち、検察官の釈明により①事実は2月8日、④事実は3月24日であると公判で明らかにされたため、N1は①事実と④事実についてアリバイが成立すると主張した。そこで、裁判所は、アリバイ成否をめぐって①事実と④事実のそれぞれに関して、客観証拠、運転代行者の証言の信用性、現場以外においてN1と会っていたと証言する者らの供述の信用性、そして、検察官の指定するルートでおこなわれた買収会合場所である集落までの走行実験（検証）の結果を検討した上で、N1の主張について信用性を肯定した。その上で、①ならびに④事実に2回にわたってアリバイが成立するということから、残りの2回の買収会合があったという自白の信用性は大きく減殺されるとした。

第二に、自白内容自体の合理性を検討し、自白において述べられた多額の供与金額の不自然さと不合理さ、供与資金や金銭の動きに関する客観的証拠の不存在、自白したF1らの初期段階の供述変遷の不自然さと不可解さ等からこれに疑問を呈した。

第三に、自白内容の具体性や迫真性について検討をおこない、特に変遷を9回も繰り返したF2らの供述内容に立ち入って詳細な検討を加えた。まず、弁護人の接見による不当な働きかけについてはこれを当然の弁護活動と評価した上で、むしろ虚偽であっても取調官に迎合し自白に転じると捉え、自白の信用性には重大な疑問があるとした。F3についても、捜査段階の供述において、買収会合で供されたという料理等について極めて詳細な説明をしている点に触れ、「過度に詳細」で信用性を否定する方向に働くと評価した。

第四に、被告人らに対する取調べの態様についても検討をおこない、「選挙違反というのは交通違反と一緒に」などと言動を捜査官が取ったとする被告人らの主張につき、「本件における取調官の言動としてあり得ると思わせるような内容」としてその信用性を認め、早期に釈放されることを期待して取調官に迎合して自白に転じたという被告人らの説明についても、「このような心理が働いて虚偽の自白をした可能性を否定できない」と評価した上で、こうした取調べにおける誘導の結果虚偽の自白が現れたものと結論づけた。

以上の点から、被告人らの自白に信用性は認められず、犯罪の証明がないとして無罪を言い渡した。

《解説》

1 自白の信用性分析

判決では4回の会合日におけるN1のアリバイ成否について判断が示されている。この会合の存在そのものを弁護側が否定している以上、自白の信用性判断に先立って会合の物

理的可能性を検討したのは自然であろう。当初は会合日時を特定しないままの起訴であったが、検察側は1回目と4回目について日時を釈明し、そのいずれにもN1側はアリバイを主張することができた。日時についての訴因の記載は概括的で許されるのが判例の立場（最判昭56・4・25刑集35巻3号116頁ほか）だが、薬物事犯や密出国の事案であればいざしらず、場所が特定されているのにもかかわらず、相当数の人間が数度にわたって現金の受供与に立会い、更に自白調書も相当数作られているケースで会合日時を特定できないというのは、被告人の防御の観点からみて相当とは言えず、釈明はむしろ当然で、このままでは訴因不特定を理由として公訴棄却すべき事案であろう。なお、警察側は税務署などをも活用して被告人の資産状況や資金調達ルートを解明しようとしたようだが、起訴状に基づくと総額191万円にも上る（また、それ以外にも多額の金銭が供与されたことになっている）供与金の原資を裏付ける客観証拠をまったく発見できていなかった。

そうした意味からも、本件は自白がなければ起訴できず、また、証拠構造上も自白に依存しているため、判決は上記のとおりF1やYら6名の自白内容の検討に移り、変遷等の不自然さや内容の不合理性等を勘案して信用性を否定するに至った。

2 自白の任意性問題

だが、これらの自白の信用性判断を導いた個別的検討の箇所では、以下のような認定が前提となっている。すなわち、調書に記録された自白は、「捜査官による強圧的、誘導的な取調べの結果引き出された者である可能性が払拭できない」こと〔A〕、「他の被告人らの供述と辻褃を合わせるために、押し付け的、誘導的な取調べが行われたことが顕著に伺われる」こと〔B〕、等である。また、取調べの態様についても、病院で点滴を受けたF3においては、「座っての取調べに耐えられなくなり、簡易ベッドに横になりながら問いかけたら目を開いて答えるというかなり特異な状態で、約7時間にわたって取調べが続けられ」、取調べは「体調不良の状況下で相当無理をして進められ」、「誘導されるまま自白内容を受け入れたりした結果」変遷が生まれたと疑われること〔C〕、F4も、取調官から「選挙違反というのは交通違反と一緒に」などと言われ事実を認めても刑責はそれほど重くならないことを示唆され「取調官に誘導されるまま供述を変更した」こと〔D〕、Yの自白についても、「刑責を負うかどうかよりも、身柄拘束がいつまで続くのかの方が、切実な問題となることが考えられ、早期に釈放されることを期待して、取調官に迎合して自白に転じる誘引が強く働いた結果、虚偽自白が生まれたこと〔E〕、などを認定している。（以上、傍点はすべて筆者）

その他、本事件では、起訴されなかった被疑者においても自白獲得を目的とした取調べが熾烈をきわめたことは報道等によってよく知られているところである。前出のKの場合には、取調官が父親や孫の名前の記入された紙に「こんな人間に育てた覚えはない」とか、「早く正直なじいちゃんになって」といった台詞を書き、足首をつかんで紙を踏ませた。民事判決では、かかる取調べが「常軌を逸し」ており違法な取調べであると判断されてい

た。

以上のような取調べ状況が認定されるのであれば、本事件の自白はむしろ任意性がないものとして排除されるべきであったと考える。自白法則につき違法排除説に立たずとも、上記のような取調べによって得られた供述は十分に不任意自白と評価できるものであり、319条1項に違反すると認定できたのではないか。たとえば、A、B自白は虚偽排除の観点から、C自白は憲法38条3項の禁ずる「拷問」の観点から、D自白は偽計の観点から、そしてE自白も取引的、利益供与の観点から、それぞれ任意性を否定できたのではないかと思われる。

3 弁護権の保障

本件起訴に先立ち、F1らの国選弁護人二名が、取調べ段階の接見において被疑者らを「不当に否認を誘導」したとして検察官が裁判所に働きかけ、鹿児島地方裁判所が弁護人らを解任したという経緯があった。この解任騒動は、県警と鹿児島地検は当初から被疑者から弁護人との接見内容を計画的に聴取しこれを調書化していたが、検察側には、自白獲得のため弁護人の活動を排除する意図があったと報道されている。捜査側は、実に合計75通もの接見調書を作成し、組織的計画的に弁護人接見の様子を把握していたのである。現在、この調書化については刑事訴訟法39条の保障する秘密接見の実質的侵害であるとして国家賠償請求訴訟が別途進行中である。ところが、本判決は本件被告人らの取調べの経過に触れた際に、わざわざ「弁護人としては、被疑者が取調官に対してどのように供述しているかは別に、被疑事実に対する被疑者の言い分を聴取し、それが否認する内容であれば、取調官に迎合することなく否認を貫くように助言するのが当然であって、そのこと自体は何ら不当な弁護活動ではない」と指摘しており、「否認を貫くようアドバイスをするのが、弁護人の職責として当然」のこととまで判示している。この点は、上記国賠訴訟の判決が出された段階で一層事例判例として意味を持つこととなるだろうが、一般論として見ても、弁護人による否認の勧めが職責上まったく違法性を有するわけでもなく、捜査妨害でもないことを明示しており、弁護権や接見交通権保障の観点から見ても重要であろう。

4 おわりに

わが国の取調べも徐々に録画録音の義務化という「可視化」方向へ動いて行かざるを得ないものとするが、本判決は一応取調べ手法に疑問を呈しているとは言え、自白獲得過程に切り込み、その任意性を厳格に審査しようというものではなかった。そこには、一審で判決を確定させるため、自白の信用性を否定して検察側ストーリーを完全に崩しておく、という裁判所の姿勢が見て取れよう。そうした配慮がかえって判決文の明快さを犠牲にすることに繋がり、わが国における取調べの透明化を遅らせている側面があることも否定し難いように思われる。だが、本事案は任意性を争ったがために30回を超える公判を重ねることとなり、審理期間は3年半にも及んだ。被告人の一人は公判中に亡くなった。迅速

な裁判を受ける権利の保障という面でも、今の刑事司法はいかに被告人に重い負担を課しているかを本件は如実に示していよう。捜査段階から起訴、そして公判に至るまで被告人や被疑者、そしてその家族らが負った傷は余りに深い。真の司法改革とは、これらの人々の傷の回復手段を提示できるもの、そして再発防止を提示できるものであるべきと痛感させられる。

《参考文献》

中島宏「志布志事件無罪判決が問いかけるもの」法学セミナー631号（2007年7月号）
毛利甚八「事件の風土記14-16 鹿児島選挙違反事件（1-3）」季刊刑事弁護43-45号（2005-6年）
拙稿「私の視点：鹿児島選挙違反「人質司法」改める機会に」朝日新聞2007年3月17日付け
朝日新聞鹿児島県版2007年4月20日「ずさんな捜査、「隠蔽」協議」、同4月21日「公権力を笠に」暴走」、同5月19日付け「弁護士懲戒狙い調書化か」など。

立命館大学教授 指宿 信